

2014年度の取組み経過と2015年度活動方針

一、第11回総会以降の取組み経過と到達点

1. はじめに

2012年総選挙そして2013年参議院議員選挙において、民意はこの国の政治に対して何を選択し、どのような将来を期待したのであろうか。

7年ぶりに衆参で多数派が異なるネジレ国会が解消したもとの第186通常国会は、政府が新規に提出した法案の成立率が過去10年間で最も高い97.5%に達した。しかし、その内実は「一強他弱」の政治状況という現実を踏まえつつも、何より最優先されるべき東日本大震災からの復興・再生をはじめ国民生活に係る諸課題についての論戦は、極めて低調なものに終わり、「言論の府」そして「国権の最高機関」としての国会に対する国民の信頼を著しく損なうものとなった。とくに、安倍総理が施政方針で銘打った「経済好循環実現国会」の終盤は、立憲主義を否定する解釈変更による集団的自衛権の提起と閣議決定の与党協議のために会期の延長の有無が取り扱われた。さらに、最後は環境大臣の原発事故の除染に伴う中間貯蔵施設建設に係る発言に対する不信任・問責決議の否決で幕を閉じるという事態に至るなど、第186通常国会は歴史的酷評に値するものといえる。

ところで、安倍政権を株価煩慮政権と揶揄する指摘がある。つまり世論の支持を背景として目標の政治課題を処理するため、手段としての経済対策とくに市場と企業の評価のみを得るといえるものである。そして、安倍総理が自らの宿願の達成という目的のため、「この道しかない」と自ら「三本の矢」を絶賛し「未来への「希望」とまで言及し正当化してきたアベノミクスは、国民生活の行き着く先に「希望」ではない「絶望」むしろ「破滅」を導きかねないものといえる。

このような情勢を踏まえ、公務労協は、東日本大震災からの一刻も早い復興と再生をはじめとする公務公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任と役割を果たすとともに、政府・公務員そして公共サービスに対する国民の信頼回復をはかることを基本的な立場として、第一にすべての公共サービス労働者の生活改善と格差是正をはかること、第二に良質な公共サービスの実現に向け、そのあり方を再構築すること、第三に公務員制度の抜本改革と公務における労使・労働関係の改革を推進すること、第四にこれらの取組みを通じて組織の強化・拡大をはかることを

柱に、「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」、「独立行政法人改革に対する雇用・労働条件確保の取組み」、「公務員制度改革、労働基本権確立の取組み」、「公務員サービス労働者の組織化と産別結集の活動の推進」等の諸課題への対応を進めてきた。

2. 良い社会をつくる公共サービスキャンペーン

2014年度における「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」は、これまでの取組みの到達点を踏まえ、公共サービス基本法の趣旨を具体的に活かし実践する主体的な対応に留意し、公共サービス基本条例の制定に最重点を置いた活動の具体化に重点を置き取組みを進めてきた。

とくに、2010年春季生活闘争より取組みを開始した公共サービス基本条例の制定について、すべての地方自治体において制定することを最終的な目標とし、中央集権化と地方財政の切捨てに抗する活動と位置付け取組んできた。また、引き続き「モデル地域」を指定し、先進的な取組みへの支援を行ってきた。

取組みを進めるにあたり、2014年2月20日に拡大地方代表者会議を開催し、2014年度キャンペーンのポイントである、①集会・学習会・シンポジウム等の開催による情勢認識の共有化、②民間労組やNPO、地方議会議員、学者など幅広い関係者で構成する「公共サービス基本条例の制定をめざす会」の立ち上げと「めざす会」を中心とした条例制定に向けた取組み、③公共サービス基本条例制定を公約などに掲げた首長等との連携、④各都道府県段階で整備が急がれる公共サービス（例えば、保育サービスや子育てなど）に焦点をあてた基本条例理念の具体化、について意思統一を行った。また、大沢真理東京大学教授より「質の高い公共サービス確立」の意義について講演を受けるとともに、秋田県公務労協から公共サービス基本条例制定に向けた取組み報告を受け、学習と経験交流を行った。

公共サービス基本条例制定に向けた取組みは、秋田県において地方連合会および推薦議員との連携の下、学習会や意見交換会などが開催され、埼玉県越谷市においては、公共サービス基本条例制定を公約に掲げた首長のもとに研究会が設置され、条例制定に向けた研究・検討が進められている。以外の地方自治体においても、公共サービス基本条例制定に向けた学習会、集会などが開催されている。

また、徳島県では地方連合会との連携のもと、公共サービスの重要性、必要性を訴えるラッピングバスを2013年12月から1年間運行している。

この他、地方連合会の政策・制度要求への反映、知事等への要請行動などが積極的に取り組まれてきた。なお、それぞれの取組み状況の差が大きいことから、次年度に向け総体としての運動の底上げが必要である。

この間、公共サービスキャンペーンの主要な柱に掲げてきた公契約条例制定の取

組みに関しては、2013年10月以降、6自治体において条例制定が実現した（長野県（2014年3月14日）、奈良県（2014年7月4日）、福岡県直方市（2013年12月12日）、東京都足立区（2013年10月10日）、東京都千代田区（2014年3月19日）、兵庫県三木市（2014年3月28日））。一方、「国の法整備の動向を見ながら検討する」との見解にとどまる自治体首長も多いことから、今後は、連合の対応に結集し、公契約基本法制定をめざすことが求められている。

3. 独立行政法人改革に対する雇用・労働条件確保の取組み

政府は、①府省単位に19法人を8法人に統合、②日本万国博覧会記念機構、原子力安全基盤機構の2法人を廃止、③日本貿易保険を特殊会社化する等の組織見直しをはじめとした「独立行政法人改革等に関する基本方針」（2013年12月24日閣議決定）に基づき、第186通常国会に独立行政法人通則法改正案等（以下、「改正法案」という。）を提出した。

改正法案の国会提出に対し公務労協は、2014年4月23日に内閣官房行政改革推進本部事務局長交渉を実施し、①組織の見直しに関する公務労協および関係組合との交渉・協議、合意に基づく対応、②政府責任としての雇用確保、③法人職員給与の労使交渉における決定の明確化、④良好な労使関係の構築に努めること等を求めた。また、2014年4月15日及び23日に改正法案の内容等に関する事務レベル協議を行った。

改正法案の審議は、第185臨時国会に民主党がみんなの党と共同で提出していた衆法とともに、2014年4月22日の衆議院本会議より開始された。なお、改正法案と衆法とは、主に独立行政法人役員の任免（公募）、定年、報酬の取扱いが相違しており、これらの事項が衆議院内閣委員会における審議と並行した与野党の修正協議の課題となった。

公務労協は、民主党が改正法案の審議及び与野党協議に臨むにあたり、①組織見直しに関する政府責任による厳格な雇用確保、②法人の組織運営上の裁量、自主性・主体性への十分な配慮、③自律的労使関係制度のもと、労使交渉による賃金・労働条件の決定などについて、政府答弁及び附帯決議等において措置することを求めた。また、2014年5月16日に行われた衆議院内閣委員会の参考人意見陳述においては、安永連合副事務局長が、雇用確保と労使交渉による賃金・労働条件の決定などについて指摘した。

与野党の協議は、2014年5月22日に決着・合意がはかられた。具体的には、改正法案に、役員の任命における公募活用の努力規定を加えるとともに、附帯決議において「独立行政法人の統廃合等の組織の見直しにあたっては、当該法人職員の雇用

の安定に配慮すること。また、独立行政法人の職員の給与等は、自主性及び自律性の発揮という制度本来の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度に基づき、法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。」等が措置されることとなった。そして、修正合意を踏まえた改正法案は、2014年5月27日の衆議院本会議において可決し、翌28日の本会議において審議が開始された参議院においても、2014年6月6日の本会議で可決・成立した。

改正法案の成立は、2001年からの法人の設立以降、10数年に及ぶ改革議論に一定の決着をつけることとなった。それは、これまで「天下りの受け皿」論や随意契約などを中心に、社会的・政治的に一方的な評価に晒され、2008年1月の整理合理化計画や民主党政権下の事業仕分けなど、とくに政治的な改革の焦点とされてきた独立行政法人改革議論のもと、各法人の現場では、国民生活に不可欠なサービスの提供に職員が必死に奮闘してきたことが考慮されず、常に組織の統廃合・見直しをはじめ不安定な状態に置かれてきたことの終局をもたらすことが期待される。今後は、秋以降予定される法人の統廃合について、当該構成組織における労使交渉・協議、合意による具体化と職員の万全な雇用確保に向けた対応を引き続き強化していかなければならない。

4. 公務員制度改革、労働基本権確立の取組み

2008年通常国会における国家公務員制度改革基本法の成立に象徴される与野党の協議・合意なくして成案を得ることができなかった公務員制度改革に係る政治状況は、第46回総選挙により公務員の労働基本権付与に否定的立場の自民党が政権党に復帰し、さらに第23回参議院議員選挙により衆参のネジレが解消されたことにより、政府提出法案に修正等が施されることなく成立する環境となった。

2013年6月28日の国家公務員制度改革推進本部において決定された「秋の国会における国家公務員制度改革関連法案の提出をめざす」とした「今後の公務員制度改革について」に基づく政府・与党内の検討は、2013年8月以降本格化したものの、人事を一元化する幹部の範囲や内閣人事局への人事院及び総務省行政管理局からの機能移管をめぐる混乱し長期化することとなった。

公務労協は、2013年9月26日に国家公務員制度改革基本法に基づく推進本部の設置期限終了後、内閣官房行政改革推進本部に設置された国家公務員制度改革事務局との間で、同審議官交渉を行い、幹部職員人事の一元管理等と内閣総理大臣補佐官・大臣補佐官に限定した政府の検討状況についての提案を受けた。しかし、自律的

労使関係制度に係る措置や内閣人事局への機能移管については、「引き続き検討・調整中」との回答にとどまり、政府側の検討における不十分さを露呈させることとなった。

このような情勢のもと、2013年10月8日に第63回公務員制度改革対策本部会議を開催し、①「特例降任」は、幹部（管理）職員に限定した措置であることを明確化させる、②「内閣人事局への機能移管」については、現在、分散している国家公務員の人事及び給与・勤務条件等に係る権限を集約化し、使用者責任を明確に有する機関を確立することは当然の措置であるという立場から対応する、③2009年法案における政府側の対応等を踏まえ、国家公務員制度改革基本法第12条に基づく措置の具体化を迫及する等を課題として、引き続き、政府との交渉・協議を強化することとした。

当初、第185臨時国会が開会される10月15日に関係法案の閣議決定・国会提出をめざしていた政府・与党内の検討は、人事院が所掌する級別定数・任用・採用試験・研修に係る内閣人事局への機能移管を中心として調整がつかず難航することとなったが、臨時国会に提出するすべての政府法案についての閣議決定期限としていた10月末を控え、国家公務員制度改革関連法案を11月5日提出とすることを前提とした対応がはかられることとなった。

公務労協は、2013年10月31日に国家公務員制度改革事務局長交渉を行い、内閣人事局への機能移管を含めた国家公務員制度改革関連法案の最終的な検討段階における内容等についての提案を受けるとともに、①内閣人事局への機能移管後の級別定数の設定・改定に係る手続きについては、これまでの人事院と職員団体における経緯を把握し改めて議論する、②特例降任の対象は、幹部職のうち次官級及び局長級の職員に限定、③内閣人事局は、これまでの人事・恩給局との労使関係を踏襲し、内閣人事局、人事院、総務省の役割を具体的に精査、欠けるものがないようにする、④新設する人事院規則の改廃についての要請の権限・効果は政府と職員団体で同等となる等を確認した。しかし、自律的労使関係制度については、具体的な措置が見送られていたことから、別途、大臣交渉を実施することとなった。そして、2013年11月1日の大臣交渉において、稲田公務員制度改革担当大臣は、「国家公務員制度改革基本法第12条に定める自律的労使関係制度については、民主党政権下の平成23年6月に国会に提出された国家公務員制度改革関連四法案が廃案となった経緯やその後の状況・環境の変化を踏まえれば、多岐に渡る課題があり、引き続き慎重に検討する必要があると考えている」と回答するにとどまった。

政府は、国家公務員制度改革基本法が定める「改革の実施及び目標時期等」の期限到来と、改革を推進するため設けられた国家公務員制度改革推進本部の設置期間の終了から、約4ヵ月が経過した2013年11月5日、国家公務員法等の一部を改正する法律案を閣議決定し、第185臨時国会に提出した。なお、公務労協は、同日、「極めて厳しい現実の政治状況を踏まえつつも、民主党に対し、ILO勧告を満たした労働基本権の確立と民主的公務員制度改革実現に向けた臨時国会対策を強く求めるとともに、連合との連携のもと、法案の国会審議における対応に全力で取り組む」という対策本部見解を明らかにした。

政府・与党内の調整に相当の時間を要し、内閣人事局への機能移管の具体的運用の検討を先送るなど、対立を内包したまま国会審議・採決日程を優先し、閣議決定された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は、2013年11月22日の衆議院本会議において審議が開始された。民主党は、連合の要請と協議を踏まえ、政府案に対峙する「国家公務員の労働関係に関する法律案」等4本の対案を2013年11月20日に提出し国会論戦に臨んだ。国会における審議は、付託された衆議院内閣委員会において、連合・公務労協が連日の傍聴行動を配置するもと、11月22日、27日、28日（参考人質疑）、29日、12月4日と延べ20時間に至る精力的議論が断続的に行われた。

民主党は、国会審議において、政府案の迫及と対案の国会合意をはかる一方で、対案の実現に向けた与党との修正協議を行った。修正協議は、衆参両院で与党多数のもと、民主党の「幹部職員の公募の数値目標、幹部職員の特別職化、2009年法案と同等の機能移管、自律的労使関係制度の確立、国家戦略スタッフとして政務調査官等を追加、政務からの内閣人事局長任命、定年延長の実現」の7項目にわたる法案修正要求の実現は、極めて困難な状況が継続したが、2013年12月3日に、合意に至った。修正合意は、要求項目の大半が与党から拒否されるもと、唯一、法律事項として「政府は、2016年度までに、国家公務員の定年の段階的な引上げ等の措置を検討する」が附則として追加（政府案の修正）されることとなった。また、自律的労使関係制度の確立については、政府案が具体化する措置を一切講じていない一方、「引き続きの検討課題」としていることに対し、民主党は現時点において最善である対案を示した。しかし、その実現は政治的に不可能であることから、最低限の改善として、附帯決議において「政府は、自律的労使関係制度について、職員団体との合意形成に努める」を規定することで与党側と合意した。

なお、公務労協は、民主党、自民党・公明党との修正合意が成立したことを踏まえ、2013年12月3日、①協議における合意事項は、ネジレが解消した極めて困難な

政治情勢のもと、民主党の粘り強い対応により獲得したものである、②与野党合意により、幹部職員人事の一元管理や内閣総理大臣補佐官・大臣補佐官等以外の国家公務員制度改革に係る諸課題についての政府案に対する評価は、民主党が主体的に行うものである、③与野党合意及び政府案の衆議院における最終的決着・採決は、次期通常国会に持ち越されることとなり、国家公務員制度改革に関する議論と法案審議は、参議院に移行することとなるが、更なる政府案の追及と課題の解決への対応の強化が必要である等の事務局長談話を発出した。

第185臨時国会において継続扱いとなった「国家公務員法等の一部を改正する法律案」等の審議は、2014年1月24日に開会された第186通常国会において、2014年度予算案の審議後に再開された。具体的には、まず衆議院内閣委員会において、2014年2月21日に三党合意に基づく修正案（民主、自民、公明提出）が提案され、2014年3月5日にはこれに対して維新・みんなの党が共同で対案を提出し、2014年3月12日に7本の法案が一括して審議に付された。そして、政府案と三党合意に基づく修正案が可決し、維新・みんなの党提出の対案が否決された。なお、民主党が提出していた「国家公務員の労働関係に関する法律案」等は、採決に付されることなく、継続審議の扱いとなった。また、同日の委員会においては、三党合意に基づく附帯決議（民主、自民、公明、生活、維新提出）が賛成多数で採択された。

2014年3月14日の衆議院本会議において可決し参議院に送付された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」（三党合意に基づく修正を含む）は、2014年4月2日の参議院本会議において審議が開始された。そして、参議院内閣委員会は、2014年4月3日、8日（参考人質疑を含む）、10日に質疑が行われた。これらの審議を通じて自民党参議院は、①政府に自律的労使関係制度を措置する責務を負わせている国家公務員制度改革基本法第12条の削除、②衆議院内閣委員会の附帯決議における「自律的労使関係制度について、職員団体と所要の意見交換を行いつつ、合意形成に努めること。」の無実化を強硬に主張した。具体的には、①基本法12条は意味のない条文、法治国家として掲げておくのは如何か、②基本法12条は死文化、基本的に必要性も含めて議論すべき、③基本法12条の削除を検討すべき、④費用、便益を示したが国民の理解は得られなかったという結論は出ている。その上で、一体何を慎重に検討か、等の指摘を再三にわたり政府に対して行った。これに対し稲田公務員制度改革担当大臣は、「自律的労使関係制度は、引き続き、慎重に検討する」という答弁を繰り返すこととなった。そして、2014年4月10日の内閣委員会、翌11日の参議院本会議において、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」（三党合意に基づく修正を含む）は、可決・成立した。なお、参議院内閣委員会は、自民党側の理不尽な

姿勢に民主党が粘り強く対応した結果、「自律的労使関係制度について、国家公務員制度改革基本法第12条の規定に基づき、国民の理解を得た上で、職員団体と所要の意見交換を行いつつ、合意形成に努めること。」等の附帯決議を付した。

そして、公務労協は、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」の審議経過と成立を踏まえ、2014年4月11日に第64回公務員制度改革対策本部会議を開催し、引き続き、連合との連携のもと、ILO勧告を満たした労働基本権の確立と民主的公務員制度改革の実現に向けた対応を継続する。」等の基本的な立場を決定し、同日、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」の成立に対する対策本部見解を発出した。

国家公務員に関しては、2007年通常国会において法律改正が行われた人事評価制度の導入と再就職管理の適正化等を措置するため、政府は、2014年3月7日、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案」（以下、「地公法改正案」という。）の閣議決定・国会提出を行った。

公務労協は、地公法改正案に係る地方公務員部会による総務省交渉を行うとともに、民主党に対し、消防職員への団結権付与を含む自律的労使関係制度を措置するため、政権時に閣法として提出した内容を踏襲する議員立法（2013年6月提出）の実現を求め、国会対策を強化した。

しかし、衆議院総務委員会における地公法改正案の審議は、議員立法の取扱いを含めた法案の付託をめぐり混迷することとなった。具体的には、第185臨時国会に日本維新の会が提出した「地方公務員の政治活動規制法案」を同時に審議に付すか否かについて、各党間で対立が生じ、その結果として、いずれの法案を審議対象とするかの水面下の調整に時間を要した。

そして、衆議院総務委員会は、地公法改正案の閣議決定・国会提出から一か月を経た2014年4月8日、地方公務員法に関係するすべての法案を対象として審議入りしたが、同月10日の採決は政府提出の地公法改正案のみが行われ、与党側の賛成多数により可決した。

また、参議院における審議は、2014年4月16日に総務委員会において提案・趣旨説明、同月24日に委員会採決、翌25日の本会議で可決・成立した。

地方公務員制度において人事評価制度の導入と再就職管理の適正化等を措置する地公法改正案の成立は、改めて衆参のネジレ解消における国会と政治の現実を認識させられることとなった。一方、衆議院総務委員会において審議が継続されている「地方公務員の政治活動規制法案」について、引き続き、その動向を注視するとともに、成立を阻止するための国会対策を継続していく必要がある。

5. 公務公共サービス労働者の組織化と産別結集の活動の推進

公務労協は、政府・各府省との間における対等かつ十分な交渉・協議の機能化と公共サービスに係る労働組合の社会的存在意義を高めることを目的として、組織拡大センターを中心に、組織の拡大と主体的力量強化に向けた取組みを進めてきた。

具体的には、重点目標を中央府省における組織拡大に置き、①中立組織や労働組合未組織の府省・職場、活動が休止状況になっている組織との交流・意見交換、②既存組織の組織拡大、③非常勤職員等の組織化、④街頭宣伝行動などを柱に活動を推進してきた。

未加盟組織・未組織職場対策については、該当役員・職員との面談・意見交換や府省間配転者などを通じた情報交換を進め、組織化に向けた取組みを行ってきた。この結果、全環境省職員労働組合が国公連合に加盟したが、発足間もない組織であり、引き続きの支援が必要である。また、非常勤職員等の組織化に向け、構成組織における取組みの交流、宣伝活動、ハガキ・アンケート調査などに取り組んできた。ハガキ・アンケート調査では、非常勤職員等から多くの回答を得ることができた。今後の取組みに向けた端緒として、アンケート回答者などとの意見交換など交流の機会を設けるなど、具体の「仲間づくり」に向けた取組みにつなげることが重要となっている。街頭宣伝行動については、毎月1回、霞ヶ関をはじめ、国のブロック機関所在地を中心にチラシ配布に取り組むとともに、霞ヶ関では連合宣伝カーによるアピール行動を行ってきた。宣伝行動にあたっては、「労働組合への結集」、「連合、公務労協、国公連合組織の存在意義を高める」など、情報伝達と組織アピールに努めてきた。

引き続き組織拡大の取組みが重要であり、国公連合と公務労協の共同事業として、組織拡大センターの活動を強化することが必要である。

6. 組織検討委員会報告の具体化等について

第6回総会において承認された組織検討委員会報告は、①第6回定期総会以降運営委員会等の確認により措置できるもの、②第7回定期総会において運営要綱等を改正した上で措置するもの、③さらに組織的・具体的な討議と検討を要するもの、という3つの区分において具体的な措置を講じることを求めるものであった。2014年度は、①未結成の16都県における構成組織を含めた個別の事情・背景等を把握した上で、重点県を設定し、すべての都道府県における地方組織の結成を推進する（2014.6.27香川県公務労協、2014.8.1鳥取県公務労協、2014.9.30埼玉県公務労協が結成）、②各部会構成組織書記長の運営委員会への参加について、国公連合における合意形成を踏まえた廃止・整理を行う（国公連合における対応に委ねることに）、③企画調整委員の人数等の変更について、正副議長会・企画調整会議、運営委員会にお

いて検討する（各部会構成組織書記長の運営委員会への参加の整理との関係から具体的な検討を行うに至らず）、④「協議会から連合会への移行」については、自律的労使関係制度の確立に伴う組織及び機関運営の変更への対応を優先し、その具体化等を踏まえ、改めて討議の必要の有無を含めた再検討を行う（移行に係る課題の整理等の具体的な検討を行うには至らず）等の課題の設定と対応をはかった。

二、2015年度活動方針

1. 情勢の特徴

(1) 第186通常国会以降の政治情勢

与党による規制すら働かない安倍政権の独走は、2014年7月1日に行われた集団的自衛権行使容認の閣議決定により一層鮮明化し、直後の内閣支持率は第二次安倍政権発足以降、最低の水準になるとともに、同月13日に施行された滋賀県知事選挙では有権者が与党推薦候補の落選を通じて強引な安倍総理の政権運営に対する異議を明らかにした。

一方、これまで度々指摘されてきた安倍政権の高支持率に対し、進められてきた政策の低評価との民意における矛盾は、代表民主主義と議院内閣制の限界と欠点を露呈するものであるとともに、これからの政治と民主主義のあり方への重大な問題提起が行われているものと認識する必要がある。

2014年9月3日に発足した第二次安倍改造内閣は、国民の意見よりも挙党態勢と党内融和を優先し、安倍総理の独断的な政治信念のもとでの官邸主導に忠実な布陣となっており、今後も安倍政権は、自助を主体とする社会保障、国家権力の拡大と強制、中央集権、極限を超える格差拡大と勤労者不在の経済運営、新自由主義的財政健全化、勤労者そして国民生活の安心と安全を脅かす規制緩和等の政策を強権的に進めていくことが想定される。

また、今秋以降、福島県及び沖縄県知事選挙が予定されているとともに、否定すれば自らアベノミクスの失敗と国際公約としている2020年度の基礎的財政収支黒字化断念を宣言するに等しい消費税率の10%への引上げ判断、与党間で議論が混迷している消費税10%時の軽減税率問題、11月にアメリカ連邦議会中間選挙を控えてのTPP（環太平洋経済連携協定）問題、アジア太平洋経済協力会議（11月予定）の際の日中首脳会談の実現等、安倍政権における内政及び外交に関する難題が山積している。引き続き、緊迫化する可能性を含めた政治情勢と政権の動向を注視していかなければならない。

(2) 社会情勢等

安倍政権が支持されてきた理由とされるアベノミクスは、「コーポラティズム」（政治と企業の癒着主義）を基本的な理念に置き、格差拡大を深刻化し、国民や中小企業から大企業・外資へと利益・資産移転をはかるための政策であり、経済成長の名のもとでの国民の期待に反する虚飾が明らかになっている。

2014年4月の名目賃金は対前年比0.7%増（厚生労働省「毎月勤労統計調査確報」）となるとともに、有効求人倍率が1.08倍・失業率が3.6%（いずれも2014年4月）と

雇用情勢も改善しているものの、一方で、消費増税の影響を控除してなお、円安誘導による物価上昇が実質賃金を低下させている状況にある。

2014年6月24日に閣議決定が行われた新成長戦略（「日本再興戦略」改訂2014）は、昨年の成長戦略の公表直後に株価が急落したことを踏まえ、勤労者の命と生活を脅かす労働時間の規制緩和をはじめ、市場とくに投資家の関心が高い、法人実効税率の引き下げ、混合診療の解禁、原発再稼働等の株価対策を目的とした政策を羅列している。とくに、公的年金積立金の株式投資の拡大を促す運用方針の見直しは、株価が内閣支持率を左右する生命線として独走的な政権運営を維持するために、国民の財産を犠牲にする極めて危険なものである。また、内部留保の抑制と縮小を唱えたコーポレートガバナンス（企業統治）の強化は、機関投資家の意向に沿った企業経営を一層助長した労働分配率の低下等を招くとともに、世界最大規模の公的年金資金の運用を行っている年金積立金管理運用独立行政法人を通じた政権と企業の癒着を深刻化する可能性がある。

（3）公共サービスと公務員を取り巻く情勢

2014年8月29日を期限に各府省から提出された2015年度の概算要求は、過去最大の総額101兆6806億円にまで膨張した。具体的には、国債費が25.8兆円（11%増）、年金・医療等に係る経費が29.9兆円（2.8%増）、防衛費は5.1兆円（3%超増）等となっている。そして、地方創生など成長枠（「新しい日本のための優先課題枠」）の看板を借りた公共事業費の大幅増額が計上されており、統一自治体選挙を控えた旧態依然の土建型利益誘導予算であるとともに、その負担を転嫁する将来世代に禍根を残す人口減対策に他ならない。なお、一時的需要でしかない公共工事の大幅増加は、継続される定員削減と相俟って健康被害等職員の勤務条件に重大な影響を及ぼすとともに、建設資材価格等の高騰を生じ財政再建にも逆行する事業費の不必要な増額を招き、2014年3月には17.4%に至っている建設工事全体（公共土木・建築、民間土木・建築）の未消化率の一層の上昇を生じるものである。

また、地方交付税については、地方税収の増加を見込み、対前年度8千億円減の16.0兆円とした一方で、概算要求時の参考となる地方財政計画の仮試算では総額84.8兆円（2014年度比1.4兆円増）を計上したものの、給与関係経費0.2兆円増の他一般行政経費となる社会保障費の自然増等に1.0兆円が充当されている。これは、地方自治体全体における最低限必要な住民生活と社会保障の維持に対し、地域における景気動向により地方税収を通じた財政格差の拡大を一層深刻化するものである。

第187臨時国会に関係法案の提出が予定される地方創生については、①企業の地方移転などによる地方の雇用基盤の強化、②地方居住の促進、③働き方改革や女性の活躍促進などが想定され、「まち・ひと・しごと創生本部」において検討される具体

的な措置は、国家戦略特区による規制緩和の押し付けと、各府省ひも付きの旧来型公共事業・補助金予算の増額という場当たりの地域経済活性化のための施策の羅列になることが懸念される。

2. 活動の基本的考え方

構成組織間で共通する政策課題の実現主体であるとともに対政府等との交渉主体としての性格を有する公務労協は、国家公務員の使用者たる性格と地方自治体及び独立行政法人・政府関係公益法人等の職員の勤務条件等に重大な影響力を有する政府に対し、関係府省・人事院等との間における交渉・協議を最重視した対応をはかることとする。

また、賃金・労働条件をはじめとする諸課題に係る政治対策については、政党と労働組合との性格や目的の違いを踏まえつつ、交渉主体としての責任を果たす観点から、要求実現に向け広範な政党への対応に留意する。

さらに、わが国の危機的な財政状況を直視するとともに、「基礎的財政収支について、2015年度にGDP比赤字半減（対2010年度（6.6%））、2020年度に同均衡化」目標の具体化等の財政健全化と総人件費の抑制・削減に係る政治的対応がより深刻化・焦点化していく情勢に対し、公務公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任と役割を果たすとともに、政府・公務員そして公共サービスに対する国民の信頼回復をはかることを基本的な立場として、良質な公共サービスの実現に向け、そのあり方を再構築する取組みを強化する。同時に、公共サービスの重要性と普遍性を社会的に喚起するとともに、それを支える適正な賃金・労働条件と人員の確保をはかることに重点を置くこととする。

3. 具体的課題と取組み

（1）良い社会をつくる公共サービスキャンペーン

安倍政権が進める国民生活を犠牲にした企業活動優先の成長至上主義における経済政策と、社会保障費の削減や地方財政の圧縮を想定した財政健全化により、公共サービス基本法が「国民の日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすもの」と定義している公共サービスは、その存在意義が問われている状況にある。

また、東日本大震災の復興・再生をはじめ公共サービスの現場における実態を無視した国家公務員の定員削減の継続等の行政改革の進行は、「公民を問わず公共サービスに従事する者の適正な労働条件の確保と労働環境の整備に関し必要な施策を講じることを求め、もって国民が安心して暮らすことのできる社会を実現する」という公共サービス基本法の目的に逆行するものとなっている。

公務労協は、2004年に新自由主義・市場万能主義の対抗軸として取組みをスタートした「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」について、安倍政権の進める諸政策に総合的な対峙をはかるため、公共サービス基本法の意義と目的等を重視した活動を強化する。

具体的には、これまでの取組みの到達点を踏まえ、2015年度においては、①入札・契約改革と公正労働基準の確立をはかるための連合の公契約基本法及び条例制定との活動の連携、②公務公共サービスを再構築するため公務における労使関係の改革が不可欠であるという立場から、自律的労使関係制度の必要性と労働基本権回復の意義に関する国内世論の喚起をはかるため、諸外国のナショナルセンターと連携して連合が開催するワークショップへの主体的対応、③過去4年間の活動の経過と到達点を踏まえた公共サービス基本条例の制定をはかることとし、具体的な活動等については、2015年春季生活闘争方針において提起する。

(2) 公務員制度改革、労働基本権確立の取組み

2013年参議院選挙により衆参のネジレが解消された政治状況のもと、第186通常国会における国家公務員法及び地方公務員法等改正案の成立を、公務員制度改革における対応の区切りと位置付け、自律的労使関係制度の確立に係る国家公務員制度改革基本法第12条の政府の責務による課題の継続を、厳しい政治状況のもとでの到達点と認識する。

そして、労働基本権の回復を求める要求とその実現は、普遍的、社会的そして国際的な責任であり、国家公務員法等の一部を改正する法律案に係る交渉・協議及び国会審議を通じて明らかとなった政府の姿勢と附帯決議を踏まえ、引き続き、連合との連携のもと、ILO勧告を満たした労働基本権の確立と民主的公務員制度改革の実現に向けた対応を継続する。具体的な対応及び取組み等については、政府・与党側の動向等を踏まえ、逐次、対策本部会議等を開催し協議する。

(3) 独立行政法人及び政府関連公益法人改革等に対する雇用・労働条件確保の取組み

第186通常国会において成立した改正独立行政法人通則法を踏まえ、法案審議と政府答弁及び附帯決議を活用し、①法人の組織運営上の裁量と自主性・主体性、②自律的労使関係制度のもと労使交渉による賃金・労働条件の決定等を実態的に確保していくこととする。

また、「独立行政法人改革等に関する基本方針」(2013年12月24日閣議決定)に基づき、2014年8月29日に行政改革推進本部において実施時期等が決定された法人の統廃合(2016年4月までに98法人を87法人に再編)については、政府責任による厳格な雇

用と処遇の確保を基本として、当該構成組織における対策を前提に、必要に応じて公務労協の統一的な対応をはかることとする。

また、政府関連公益法人等については、今後の政府・与党の動向等を注視し、独立行政法人改革と同様の立場から、機動的な対策を講じるものとする。

（４）地方創生と道州制・国の出先機関の見直し等に対する取組み

国家戦略特区による規制緩和の押し付けと、各府省ひも付きの旧来型公共事業・補助金予算の増額という地方分権に逆行した場当たり的な地域経済活性化のための施策ではなく、教育・医療・介護・保育等の基礎的公共サービスの人的基盤の強化・雇用創出による地方創生と地域経済の活性化をはかるための対策を連合とともに推進する。

また、道州制と国の出先機関の見直し等については、今後の政府・国会の動向等を注視し、機動的な対策をはかることとする。

（５）新たな高齢雇用施策の確立の取組み

与野党の修正合意により追加された改正国家公務員法附則第42条（政府は、2016年度までに、国家公務員の定年の段階的な引上げ等の措置を検討する。）及び2014年人事院勧告（意見の申出を踏まえ、雇用と年金の接続のため適切な制度が整備されるよう積極的に取組）を踏まえ、報酬比例部分の支給開始年齢に係る次期引上げが行われる2016年4月を目標とした段階的定年延長の実現を求める。

このため、段階的定年年齢の引上げを措置するための「雇用と年金を接続した公務・公共部門の新たな高齢期雇用政策の基本方向」（2008年5月20日「新たな高齢雇用施策検討委員会」とりまとめ）を基本として、職場における実態に基づく組織内の機運の醸成をはかるとともに、民間との雇用制度の相違等を踏まえた公務における定年延長の必然性等について社会的理解を求めることとする。

（６）賃金・労働条件の改善に関する取組み

- ① 「政治」の公務員給与に対する介入を排除し、総人件費削減政策の転換に向けて、政府との各級段階の交渉・協議、政党対策を強化する。
- ② 連合と連携し、公務員給与の社会的合意を確立するための取組みを進める。
- ③ 連合の2015春季生活闘争に向けた方針議論に積極的に参加するとともに、労働条件専門委員会を中心にその準備を進める。
- ④ 格差是正の取組みを積極的に推進し、短時間公務員制度の導入をめざすとともに、臨時・非常勤職員をはじめとする全ての公共サービス労働者の雇用安定と処遇改善を求める。

⑤ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、超過勤務の縮減、休暇・休業制度の拡充を求める。

(7) 男女共同参画社会の実現に向けた取組み

安倍政権における「女性の社会進出・活躍の促進」は、職場の男女平等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、男女間格差の是正と均等待遇の実現を課題とするより、むしろ経済の再生と成長戦略を重視する考え方が前提にあるといえる。

このような政権の動向を踏まえつつも、現実を重視し実態を改善することにより理念を適正化するという立場から、引き続き、①ワーク・ライフ・バランス憲章と行動指針の具体化、②次世代育成支援対策推進法に基づく、労使協議による行動計画の改善と着実な実施、③募集・採用・配置・昇進における男女間格差の是正、④結婚・妊娠・出産・育児・介護などを理由とする不利益取扱いの一掃、⑤男性の育児休業・介護休暇取得の促進等を、職場と家庭そして社会を基盤に置いた取組みとして推進する。

(8) 公務公共サービス労働者の組織化と産別結集の活動の推進

国公連合の取組みを第一義におき、公務労協との共同事業としての組織化の重点目標・対象を中央省庁に設定し、交流と情報提供、大衆的情報配布等を中心とする未加盟対策を任務として設置した組織拡大センターの活動を強化するとともに、引き続き、新たな産別結集組織の実現について具体的かつ確実な成果を得る対応をはかることとする。

(9) 「新たな郵政づくり」に向けた取組み

2014年6月5日の財政制度等審議会国有財産分科会答申（「日本郵政株式会社の株式の処分について」）に基づき、具体的準備が進められている日本郵政の株式上場は、①JP労組をはじめとする関係者が総力を挙げて成立させた「改正郵政民営化法」の要請であること、②株式売却収入が東日本大震災の復興財源に充てられること、③グループ各社は、同業他社と比べ多くの制約が課され、株式上場により経営の自由度を確保する必要があること、④株式上場を成功させるには、グループ全体の収益性・成長性を市場や投資家に評価される必要があり、そのことは組合員の雇用と労働条件の確保にもつながること等の意義があることから、公務労協は、中期経営計画と連動したJP労組の最重要課題としての株式上場と郵政事業の持続的発展に係る今後の取組みを、構成組織全体の課題として共有化するとともに、組織的支援と要請等に応じた対応等をはかることとする。

(10) 組織及び機関運営の変更と組織検討委員会報告の具体化等について

今後の公務労協組織のあり方に関する報告（第6回総会承認）が指摘した措置について、未達成及び継続となった課題の実現に向けて、以下のとおり、具体化をはかることとする。

- 未結成の13都県における構成組織を含めた個別の事情・背景等を把握した上で、重点県を設定し、すべての都道府県における地方組織の結成を推進する。また、諸会議または集会を活用した構成組織中央段階における対応等、主要な構成組織が各地方段階で結成に向けた主体的な役割を担うこととする。
- 各部会構成組織書記長の運営委員会への参加について、国公連合における合意形成を踏まえた廃止・整理を行う。
- 企画調整委員の人数等の変更について、正副議長会・企画調整会議、運営委員会において検討する。